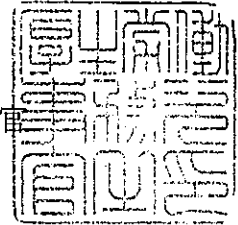




厚生労働省発社援1218第1号
平成24年12月18日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
関係法人等の長

厚生労働事務次官



セーフティネット支援対策等事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成19年7月24日厚生労働省発社援第0724001号本職通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成24年11月30日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村等に対する周知につき、配慮願いたい。